中央区 男女共同参画 行動計画 2018

平成30（2018）年度～平成34（2022）年度

概要版

本区では、男女共同参画社会の実現に向け、「中央区男女共同参画行動計画 2013」を策定し、男女共同参画推進に取り組んできました。

行動計画策定から5年がたち、本区における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、取り組むべき課題の基本的方向性を示すとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「中央区男女共同参画行動計画 2018」を策定しました。

計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの5カ年です。

平成 30（2018）年 3 月

中央区

基本理念と目指す方向

「中央区男女共同参画行動計画 2013」の基本理念を継承するとともに女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、基本理念と目指す方向を設定しています。

■ 基本理念 ■

男女一人一人の人権と個性が尊重され、
みんなが能力を発揮し、
活躍できる地域社会の実現

■ 目指す方向 ■

○ すべての区民が性別にとらわれることなく、自分の意思で生き方を選択し、働く場でも活躍できる社会を目指します。
○ 男女平等を阻む、あらゆる暴力の根絶を目指します。
○ 男女平等意識を高め、すべての区民の人権と個性が尊重される社会を目指します。
○ 男女がともにさまざまな場面で、いきいきと参画できる社会を目指します。
○ 男女共同参画を推進するための人材を育成するなど体制を整備します。

基本目標

基本理念と目指す方向を実現していくため、
5 つの基本目標を掲げています。

■ 基本目標 1 ■

女性の活躍の推進
〔中央区女性活躍推進計画〕

■ 基本目標 2 ■

男女平等を阻む暴力の根絶
〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕

■ 基本目標 3 ■

人権が尊重され、
多様な生き方を認め合う社会の形成

■ 基本目標 4 ■

さまざまな場への男女共同参画の促進

■ 基本目標 5 ■

男女共同参画社会の実現に向けた
人材育成と拠点施設の活用

基本目標 1

女性の活躍の推進
〔中央区女性活躍推進計画〕

女性が仕事と子育て・介護の選択を迫られることなく、自らの意思に基づき、能力を十分に発揮し活躍するためには、誰もが仕事と生活を両立することにより、暮らしやすい社会を実現していくことが求められています。そのため、次の５つを取り組むべき課題としました。

1　働く場における女性の活躍推進
2　女性の就労支援
3　ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援
4　子育てや介護に対する支援の充実
5　生活の場への男性の参画促進

区の主な取組

- 区民や事業所などに対し、女性の活躍推進に向けた意識啓発を図ります。
- 女性の再就職に向けた相談、学習機会などの充実を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所を支援します。
- 子育てと仕事の両立支援や誰もが安心して子育てできる環境の整備を推進します。また、高齢者の介護をしている人の負担を軽減するサービスの充実を図ります。
- 男性が家事・育児・介護の担い手として参画できるよう情報提供や啓発活動を推進します。

ワーク・ライフ・バランスセミナー

女性センター「ブーケ 21」へ来てみませんか？

「ブーケ 21」は男女共同参画を推進し、一人一人が自分らしく生きることができる地域社会を目指す拠点施設です。女性、男性どなたでもお気軽にお越しください。

住　　所　〒104-0043 中央区湊一丁目 1 番 1 号
電 話 番 号　03（5543）0651
ホームページ　http://bouquet21.genki365.net/
◆開館時間　午前9時～午後9時（12 月 28 日から 1 月 4 日までと臨時休館日を除く）

「ブーケ 21」のホームページへはこちらからアクセスできます。

- 東京メトロ日比谷線・JR 京葉線
  八丁堀駅下車 A2・B3 出口 徒歩 3 分
- 都バス「東 15」（深川車庫前⇔東京駅八重洲口／豊洲駅前・明石町経由）
  鉄砲洲下車 徒歩 3 分
- 江戸バス「南循環」
  鉄砲洲下車 徒歩 3 分／入船三丁目下車 徒歩 3 分
- 江戸バス「北循環」
  八丁堀駅下車 徒歩 3 分

「ブーケ 21」女性相談をご利用ください

配偶者等や交際相手からの暴力をはじめ、仕事や家庭、生き方など、女性のさまざまな悩みに専門相談員がお応えします。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

相談・予約電話番号

03（5543）0653（相談無料、秘密厳守）

- 電話相談（予約不要）
  毎週月曜日 10:00 ～ 16:00
  （ただし祝日、年末年始を除く）
- 面談・電話相談（予約制）
  毎月 第 1・5 水曜日 第 4 火曜日 10:00 ～ 16:00
  毎月 第 2 火曜日 第 3 水曜日 15:30 ～ 20:30
  （ただし祝日、年末年始を除く）＊託児付（要予約）

■上記以外の時間でも、女性センター開館時は予約を受け付けます。

■編集・発行　中央区総務部総務課
中央区湊一丁目 1 番 1 号
中央区立女性センター「ブーケ 21」内
電話 03（5543）0651

基本目標２

男女平等を阻む暴力の根絶〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕

配偶者等からの暴力をはじめ、ハラスメント行為、性暴力、ストーカー行為などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となっています。そこで、暴力の防止のために、暴力を生み出す背景を伝えるなど暴力を許さない社会の形成に向けた啓発を広く行うなど、より一層取組の強化を図る必要があります。そのため、次の３つを取り組むべき課題としました。

1　セクシュアル・ハラスメントなどの防止
2　配偶者等からの暴力の防止
3　配偶者等からの暴力被害者の支援

区の主な取組

- セクシュアル・ハラスメントなどの防止および配偶者等や交際相手からの暴力の防止に関する啓発、情報提供の充実を図ります。
- 被害者の早期発見、相談、保護につなげる取組を推進します。
- 配偶者等からの暴力被害者の保護および自立支援に向けた最初の窓口として相談機能の充実を図り、周知に努めます。

パネル展示

相談室の様子

基本目標３

人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成

人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会をつくるためには、男女平等意識を育み、それぞれの価値観やライフスタイルを認め合うとともに、生涯にわたって健康に暮らすことができるよう支援することが重要です。そのため、次の４つを取り組むべき課題としました。

1　男女平等の意識づくり
2　子どもの個性や能力を育む学校教育の充実
3　男女の生涯にわたる健康支援
4　ひとり親家庭や単身世帯などへの支援

区の主な取組

- 区民や事業所など、幅広い層を対象に、男女共同参画の意識啓発を図ります。
- 社会科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間など、各教科などの特質に応じて、教育活動全体を通して男女平等教育を推進します。
- 生涯にわたる健康づくりを支援するため、スポーツを楽しむ機会を提供する他、生活習慣病の予防、健康診査、がん検診の充実を図ります。
- ひとり親家庭や単身世帯などが、安心して生活できるように、家庭の状況に応じたきめ細かい支援を行います。

中央区男女共同参画ニュース「Bouquet」

基本目標４

さまざまな場への男女共同参画の促進

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や役割の偏重を解消し、すべての区民が、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場面に参画し、意思決定の場に女性・男性双方の意見を反映していくことが重要です。そのため、次の３つを取り組むべき課題としました。

1　政策･方針決定過程における女性の参画促進
2　地域活動における男女共同参画の促進
3　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進

区の主な取組

- 区の政策・方針決定過程における男女共同参画を進めます。
- 男女双方の意見を区政に反映する機会の充実を図ります。
- 地域活動に参加するきっかけづくりのため、情報提供や研修の充実を図ります。
- 平時からの備えとして、男女共同参画の視点を取り入れた防災組織づくり、物資および防災拠点（避難所）運営マニュアルの整備を進めます。

事業協力スタッフ養成講座

防災拠点倉庫

基本目標５

男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用

男女共同参画を推進する上で重要な役割を果たす拠点である女性センター「ブーケ 21」のさらなる活用を図り、区民や事業所などに向けて、情報を発信していくとともに、団体間の活動をつなげていく役割が求められています。そのため、次の２つを取り組むべき課題としました。

1　地域の活動で中心的な役割を果たす女性の人材、グループ・団体の育成
2　女性センター「ブーケ 21」のさらなる活用と近隣施設との連携

区の主な取組

- 女性センター「ブーケ 21」を拠点として、地域で活動する団体を支援します。
- 男女共同参画社会の実現に向けた男女別のニーズに応え、女性センター「ブーケ 21」のさらなる活用を図ります。

計画の推進

計画の推進に向けて、以下の取組を行います。

1　本計画を着実に推進していくため、施策の進捗状況の把握と適切な進行管理に努めます。
2　区民参画の機会拡大と、関係団体、NPO、ボランティア団体などとの協働を図っていきます。また、事業所の男女共同参画推進に向けた取組を促す啓発・情報提供や各種支援を行います。
3　区職員に対する男女共同参画の理解を徹底します。
4　国、東京都、他自治体や各関係機関と密接な情報交換や協力・連携を行っていきます。